

様式第七（第4条第7項関係）

変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日

令和8年1月30日

2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称

THVP-2号投資事業有限責任組合

3. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容

無限責任組合員 役職員の構成

代表取締役について、1名退任、1名選任

※取締役4名の構成（東北大学役職員を含まず、社外取締役3名を含む）については
変更なし

4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

THVP-2号投資事業有限責任組合契約効力発生日から起算して10年経過後の最初に迎える決算日までとする。但し、総無限責任組合員出資口数合計の三分の二以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の承認を得た場合、2年延長可（最長5年の延長可）とする。

※2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称及び4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期については変更なし